

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成27年2月新城市臨時教育委員会会議録

1 日 時 2月6日(金) 午後3時30分から午後5時15分まで

2 場 所 はつらつセンター

### 3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員  
安形茂樹委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
夏目学校教育課長  
石原学校教育課副課長

### 5 書 記

請井教育総務課庶務係長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 協議

(1) 新城市いじめ防止基本方針について

(2) その他

閉 会

## 日程第1 協議

### ○委員長

2月の臨時教育委員会会議を始めたいと思います。

本日は、かがみにありますように、新城市いじめ防止基本方針についてということなんですけれども、事務局のほうから資料が配られておりますので、まず最初に資料の説明をしていただいて、後で皆さんの御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### ○学校教育課副課長

資料の一番最初をご覧ください。

不登校児童生徒の状況ということで、2月小中学校長会議で示したものをお持ちしました。

平成26年12月末に小学校で欠席数が30日以上の子が15名、中学校で39名というのが現状です。

(2)の相談の状況。これは25年度の結果です。

学校外の相談機関で相談したり、指導を受けていない児童生徒数が小学校で9名、中学校で34名おります。

イの養護教諭やスクールカウンセラー等で相談指導を受けていない児童生徒数が小学校で3名、中学校で22人、学校の内外どちらの相談もを受けていない児童生徒数が中学校で14となっております。

26年度の調査については、3月に依頼をし来年度早々に集計が行われます。

課題として、4つ書かせていただいております。欠席30日以上の子生徒数としてあられない児童生徒への対応、それから実際に不登校の子生徒が増えるのが小学校6年生の卒業から中学校1年の終了までということでもあります。

(3)については先ほど述べたとおりです。

いじめについての認知件数については、市内でそのようになっています。

詳細の状況については、東三地区の状況がございすが、この資料の2の6に暴力行為の状況、2の3のところにいじめの認知件数等があります。

資料の説明は以上です。

### ○委員長

何かこの資料について皆さんのほうから御質問等ありますか。

1枚目の過去に相談の状況のアのところですか。その表の見方ですけど、30日以上の子が者が小学校15名いると。相談指導等を受けていないのが9名、残りが6名ですよね。その6名がそこにカウントされていると、そういうことですか。

### ○学校教育課副課長

はい。星印に書いてございすとおり、複数の相談機関へ相談したり指導受けたりすることがありますので、延べ人数でお示ししてあります。

### ○委員長

このその他のところの15というのは、これはどういう数ですか。何回か行ったとかそう

いうことですか。

○学校教育課副課長

適応指導教室から民間団体までいろいろありますけども、それ以外の機関のほう等に相談したり指導を受けたりした人数ということになるろうかと思います。

○委員長

その6人の子どもがそういう回数行ったと、そういうことですね。

○学校教育課副課長

はい。

○委員長

同じように中学校も45人いるんだけれども、相談を受けていないのが34だから残りが11ですよね。11がそれぞれのところに相談を受けたと、そういう解釈ですね。

○学校教育課副課長

はい。

○委員長

じゃあ、資料についてはよろしいですか。

では、前回の会議のときに配られた資料に基づいて御意見を伺いたいと思います。

○委員

私がこの会議を、設けてくださるようというふうをお願いした理由は、前回は申し上げたかもしれないんですけども、そもそも教育委員会制度改革というふうに言われた発端がいじめの問題であったということで、基本方針というのをつくるに当たって、教育委員会でもきちんと話し合ったという形をとるべきかなと。それは市民にとっての責任かなというふうにして思っております。

場合によっては、行動というふうなことにもなるかもしれないことでもあります。この方針を打ち出すということをやはり行動していただくというところであるならば、やはりここで何らか話し合われたことを添えて、こういうふうないきさつがありますというふうな説明ができるといいかなというふうなことを感じました。それで、お忙しい中ですが、ありがとうございました。

私がいじめのことについて、そう詳しいわけではないんですけども、いじめのない学校づくりというふうなことを私の子どもがお世話になっている学校でもずっと言うんですが、いじめのない学校も、いじめのない社会もあり得ないですよ。絶対これはあるんだと思います、それは人間ですので。いじめのない学校を目指してとかっていうことを書けるのかどうかということですよ。いじめをしないようというふうなことを、いじめはだめなんだよってことを子どもにわかってもらうということは、みんなが認識をするということはすごく大切なんですけれども、基本方針の中でやることというのは、それをどう咀嚼していくかというふうなことが本来はやるべきことなんじゃないかなというふうなことを感じているので、非常に根本的な話ではあるんですけども、皆さんの御意見を伺ってみたいというふうなことを思いました。

また、ずっと学校現場でかかわっていらした先生方が読まれて、こういうところが非常

に現状をうまくとらえたものになっているねってことでしたりとか、こういうところをもう少し配慮したほうがいいんじゃないか、こういう観点も必要なんじゃないかというようなものがあれば、いろいろ挙げていただきたいなと思います。

○委員長

そうすると、委員さんの言われたことは、いじめ防止基本方針の素案が出されたら、その素案に対してここの部分をこういうふうに直してほしいとかそういう御意見じゃないということですか。

○委員

そうですね、はい。このいじめに向かうっていったときに、いじめのない学校というのはどうなのかなと、私は実は思っております。

○委員

私は、この間の委員さんの言葉を、3月に間に合うようにこれを出すために、この文言でいいか、内容はこれでいいかというふうなものだというふうにとらえて、この出された初めから最後まで見せていただいてまいりました。きょうは、そのつもりで来たんですが。

いじめのあまだこうだっというふうに議論するのではなくて、この間出していただいたものに基づいてというふうに考えてまいりました。

○委員長

ちょっと学校教育課長にお伺いするんですけども、基本的に教育委員にここの文言の訂正ということを確認とか、そういうことは要求したいわけですね。

○学校教育課長

中身については、実際学校現場でもこれをつくっておりますし、県もこのいじめ防止基本方針についてはつくっております。ですので、市もやはり必要だと思っておりますし、もし何かの事案が起きてはいけません、そういったことにも絡んで来ると思います。やはり、この文言などについて御指摘いただくと大変ありがたいと思います。

○委員長

まずここに書いてある内容について確認をしながら、そこで委員さんの意図するようなこともきっと出てくると思うので、そういうことでいいですか。まず、これ一遍見てもらいたいというのが一つの大きな目標だと思いますので。

○委員

これを私、いじめ防止基本方針素案というのを読ませていただきながら、ネットで文科省の出している、やっぱりいじめのいろいろな推進法とかいろいろなものを引っ張り出しまして、それと照らし合わせながら読ませていただきました。

国のおっしゃっている法律というんですか、それにのっとった言葉がたくさん使われているということを感じました。それで、国のほうには載っているけど新城市に載っていないことも二、三あるなあというふうに気がついたものですから、それを言わせていただいでよろしいでしょうか。

○委員

最初から、見開きの後の2ページ、上から5段目ですが、平成25年法律第17号とございますが、これは71号のひっくり返したものではないかなということをもまず思ったんですが。

○委員長

ちょっと確認です。5行目のいじめ防止対策推進法、平成25年法律第17号。この17号は、17ではなくて71だと。

○学校教育課副課長

すぐ確認します。済みません。71ですね。

○委員長

71、それじゃあ、これは訂正してもらおうということ。

○委員

それと、あとですが、早期発見という、4のいじめ防止等の取り組みというところですが、その(2)早期発見の小さな点の2番目の、学校はすべての教職員がいじめに対する共通理解を持ち云々というところですがけれども、文科省のほうを見ますと定期的な調査、いじめがあるかないかという、これ欠けているかなということと、いじめを通報した子どもの身の安全を処するというんですか、その部分もないような気がいたしましたので、それを入れていただいて、いじめを通報してもあなたの身の保障はされますよという安心感を子どもたちに与えていただきたいなということ。

それから、もう一つです。そのところの1の未然防止のところですが、小さな点の三つ目、保護者を子どもの教育について第一義的責任を有するものであってということですが、その時に保護者に対して規範意識を、そのお子さんにこういうものを教えてくださいという保護者に対する指導をするよというのも書いてあったんですがけれども、それもしよろしければ入れていただけたらと思いました。

○委員長

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うようにすべきだけど、それじゃあいけないと。

○委員

これは、保護者が子どもにそう言うわけですよ。その前に学校が保護者に対していじめをしないようにするようにお子さんに指導してくださいと。指導というんですか、そういう規範意識を高まるように子どもをしつけるというんでしょうかね、そういうことをしてくださいということもオーケーだというように文科省のほうでは書いてあったもんですから、それもしよろしければ入れていただければと思っております。

○委員長

要するに学校が保護者に対して、もう少し子どもの指導をしっかりとってくださいよと、そういうことが書いてあると、そういうことなんですね。

○委員

はい。そういうこと。それは文科省のほうのちょっと今探し損ねているんですけど、そこにも書いてございましたので、もしよかったらというか、入れていただければ有り難い

と思います。

○委員

それって、早期発見の一番下の文言がそういう意味合いじゃないですか。

○委員

保護者のところですか。

○委員

そうですね。

○委員

保護者が子どもがいじめを受けた場合や人命にかかわっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を学校関係機関と連携して行う。

○委員

それとまた別に、学校はというところに載っていたんですが、済みません。

○委員長

それちょっと調べてください。

○委員

これは県のいじめ防止対策が、政府方針を受けてつくられております、当然ね。それで、新城市としてつくるといふふうになるわけですので、どこにその新城らしさが入っているのかなということを思いながら読んでみたんですが、やはり共育にかかわるところの表現がここでは一番かかわるかなと思いました。

2の基本理念のところにも入っておりますが、一番下の「本市では」というところですね。書き方としては具体的にはなかなか書きづらいので、基本的な方針として考えると、こういう書き方でもう十分ではないかなと思います。

具体的には、学校でのいじめ防止基本方針でそれぞれの学校で策定されるわけですね。そこに任せるといふようなことでいいのかなとは思いますが。

ただ、市として、学校向けにこういう具体的ないじめ防止基本方針はどうでしょうかという提案する必要があるのかなと思います。これは基本方針として出されるのですが、各学校ではこんなスタイルでいふようなものもあってもいいと思うんですが、そこまでは考える必要がないか、あるいは学校へ任せてしまうのか、これを受けて各学校でつくりなさいよというふうになるのでしょうか。

文言だけではありませんが、道徳教育との絡みもありますので、策定に向けては道徳教育の充実というか、そういうようなところを打ち出してもいいのかなと思いました。

それから、各学校で策定する場合には、保護者の参画は考えられているのでしょうか。学校でつくるだけではまずいと思うので、必ずいじめ防止の基本方針を学校ごとに立てるときには、PTAと地域の人たちの参画も得て学校ごとにまとめられるといいのかな。そのために基本となるプロットや骨組みを教育委員会で示してあげるべきかなと思ったりしました。

市でつくる基本方針は、こういう県の方針を受けて、基本的な項目や内容をすべて網羅

しておくということが大事かなと思いますが、問題は、現場の学校でつくるいじめ防止基本方針がどんなふうな形でつくられるかというのが一番大事だと思います。それをつくってもらうために教育委員会としてどういうふうに手を打つかというところが一番私としては気になっているところです。この文言については特に直してってということはありません。

○委員長

それじゃあ先ほどの道德教育との絡みだとか、保護者の参画だとかそういうことについては、この文言の中に入れてほしいとかそういう意味ではないということですか。

○委員

そうですね。それは入れづらいと思いますので、はい。

○委員

具体的なところでいうと、気になるところは何カ所かあるんですよ。もうちょっと書いたほうがいいのか、それともこのままでいいのかと。

○委員長

それは気になったところで言ってください。

○委員

例えばインターネットのいじめに対する対策というのが最後のほうにありますけど、インターネットのところで、「不適切な書き込みがあったときに削除する措置をとります」というふうにありますよね。じゃあ、どうやって削除するっていうような具体的な方策というのは本当に市として持っているのかなということも思ったりするんですけどね。

○学校教育課長

済みません。ちょっと説明が不十分だったところもあるようですので、少し申し上げたいことがございます。

○委員長

どうぞ。

○学校教育課長

いじめ防止対策推進法、平成25年9月28日ですけれども、そこの第2章12条にですね、地方公共団体はいじめ防止基本方針を斟酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針、以下地方いじめ防止基本方針と言うとなっているんですけど、これを定めるよう努めるものとするとなっているんですね。ですから、これに沿って今、新城市はやろうとしているところでございます。

その次に学校いじめ防止基本方針がございまして、第13条になるんですけども、それには学校はいじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を斟酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとするとなっております、学校ではもう定めるものとなっておりますので、実際は各学校ではつくっております。流れとしては、実は先年度、校長会でそれぞれいろいろ案をつくって検討し、このいじめ防止基本方針については各学校でつくられました。

ですから、順番でいくと文科省のがあって県や市という順番で来るのが普通なんですけ

ど、この文言で、定めるより努めるものとなっておりますので、学校ではこれが出てすぐそのことを受けて学校ではつくりました。それがこのようなものです。3部しか持ってきてないんですけども、こういうのがございます。

県も学校のものが先にできてから県もできました。同じように市もそれに準じてつくっていかうとする状況でございます。

○委員

それじゃあ、もう各小中学校は既に学校ごとに持っているわけですね。

○学校教育課長

はい。

○委員

法律を受けて、それじゃあ小中学校、学校は義務化されていると。市のほうは努力義務っていうそういう形なんですよね。

○学校教育課長

はい。

すみません、ちょっともう1点よろしいでしょうか。

○委員長

はい。

○学校教育課長

県は9月に出しております。

○委員長

要するに25年度中に、そういうことですね。

○学校教育課長

そうです、26年の4月から。県は9月からで、新城市はもう少し遅れるという形になります。

○委員長

流れが逆になったような。

○学校教育課長

逆になった、そういう現状でございます。

○教育部長

学校のほうが先行しちゃっておるものですから、この法律の趣旨としては、法律がどんとあって、学校もその法律を直接受けて、それぞれの学校でやりますよということですので、法律に沿うような形でとにかくつくりましたよってというのが各学校の基本方針としてあります。

ですので、より具体の行動指針というんですか、そういったものはこの基本方針のさらにその下にそれぞれの学校で、うちはこんなことをとか、例えば先ほど委員が言われたように、ネットでの問題なんかは、具体的にそれを外す手法はどのようなかというようなことは、基本方針の中に直接うたい込むのではなくて、それを受けて実際の行動計画というんですかね、そういったところでうたっていくようになるのかなと。そういうように考えないと、

学校が先行していて、例えば後出しで市の方針ができた。学校は市の方針と矛盾するような形になっちゃたっていうと、これは全然まずい話になるもんですから。大枠のところだけがぼんと基本方針にうたわれる。そうすれば、齟齬というのはまず生じないもんですから。ですので、非常にぼくとしたものをまず基本方針としてあるのかな。より具体性を求める、実効性を求めるのは、それを受けての行動指針っていうんですかね、そういったものになるのかなという気がしますね。

○委員

私もそういうような解釈で受け取ったんですけど、でも、学校が先につくったのは順序が違うなと思ったもんですから。これからこの方針を受けて各学校で作成していくものだというように思ったので。

○委員長

みんなそう思ったよね。

○委員長

そうすると、さっき委員さんが言われたところは、学校のほうのやつだともう少し具体的に書いてあるね。

○委員

と思って見たのですが、でも、学校も恐らく急いでつくられたですよ。保護者や地域の方が参画していじめを防ごうって、じゃあどうやってつくろうかというふうにたたき上げてないんじゃないかなと思うのですが。

○学校教育課長

地域の人と一緒にというところまでは、方針をつくることにおいては、時間的に苦しかったというように思いますので、実際のところは、校長によっては会長さんにもそのお話しをされたかもしれません。そこ辺まで具体的に把握してなくて申しわけないですが、それに近い状況であったかと思います。

ただ、具体的な会議には、いろいろガイドの方を呼んでお話ししたりとか、出ていただいたりしているというような話もあると思います。

○委員

例えば、これは市教委ではなくて、学校でつくられたんですよ。

そうすると、例えば定期的な調査っていう話がさっきありましたけど、学校でやるのであれば、そういうところまで具体的にに入れていかないとまずいんじゃないかなと思えるんですけどね。いじめをどうやって防止するかを各学校で計画するのであれば、インターネットの件についても具体的なところをもうちょっと書いておかないといけませんし、いじめが発生した場合のマニュアル的なもの、対策をわかりやすくプロットにし、具体化しておかないと、と思えるのです。学校のも結構いろいろ網羅して書かれているような印象を受けるんですけど、こういうことを言っちゃいかんですかね。

○委員

基本方針とマニュアルというのはまた違ったりするのかもしれないですよ。

○委員

学校で例えばこの基本方針つくるでしょう。あと、実際にこう動く場合、防止する手だてってというのは、つくられておればいいんですけども、この中には書かれてはいない。

○委員長

今、マニュアルについてはどうでしょう？

○学校教育課長

マニュアルっていうのはちょっと確認ができていない部分がございます。

ただ、いじめの未然防止のところには、4のいじめ未然防止の学校の今、3部お渡ししたものの(1)のところの学校におけるいじめの未然防止というところがございますが、その一番最後から2行目のところに「また、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取り組みを全職員で共有するために年間計画、チェックリストを作成する」とございますので、こういったところが年間を通じてどういったアンケート、アンケートとは書いてないんですけども、そういったようなことをどういうように年間で位置づけていくかというようなことは、多分これができる前も、どこの学校でもある程度はアンケートを取ったりということは実際にしているものですから、そういったものを生かしながら、こういったチェックリストだとかそういうことをしていくというふうに、ここにアンケートではないですけど、うたってあるかなというように思うわけですが、はい。

○委員長

はい、どうぞ。

○教育長

市のほうでは、いじめ体罰ホットラインというのがあるんだけど、割合子どもたちが現実的にいじめがあったときというのは、特に暴力的ないじめ等だと神社の裏側の片隅とか、体育館の見えないところとか、登下校の人影のないところとかってあるんだけど、そういったときに教職員が発見するってことは非常に難しい。子ども、あるいは地域の人が発見したときにどこへ連絡するかということ考えたときに、学校にそのチャンネルがあるかどうか、きちんと。そこら辺は欲しいなということをおもいます。

それで、このいじめ体罰ホットラインがあくまでも被害者がかけてくる被害者救済のためのチャンネルなんだけれども、見つけた場合のチャンネルっていうの、これがやっぱり解決の糸口、早期発見の糸口になるなっていうふうに思うね。

それから、もう1点、未然防止になるのか。あるいは、いじめを起こさない要因になるのかわからないんだけど、少なくとも新城では共育12の中で道徳の地域化ということで、まず1月、友達、家族仲良くします。それから5月、いじめ暴力絶対しません。こういった共育12の事項の実践化を図ることがすごく防止の素地になると思います。

いじめっ子を見ると、やはり家庭環境とか兄弟関係とか、そういった面での恵まれない部分が友達に対して暴力的にふるうとか、あるいは暴言をはくということにつながっている要素ってすごくあるものですから、ぜひ市としても、共育を進める以上、大前提のところに書いていくといいんじゃないかなと思います。

○委員

先ほどの保護者云々の話が見つかりました。未然防止のところですが、地方公共団体が

実施すべき施策の中です。学校は、保護者が法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や窓口相談など、家庭への支援という文言がございました。これを入れて、学校はのところに具体的にに入れていければと思いました。

○教育長

まず、それは共育12の9月のときにね。

○委員

はい。

それから、先ほどのいじめへの対処のところですが、「知らせてきた児童生徒の安全を確保し」って言葉ですね、これも先ほども申しましたが、出ておりましたので、お願いします。

○委員長

はい、ありがとうございました。

○学校教育課長

また後で具体的にちょっと見せていただきながら、間違いのないように確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長

学校で起こるいじめっていうのは、いわゆる学級集団がどんな集団であるかということによって、いじめの起こりやすい学級集団と起こりにくい学級集団っていうのがあると思います。

学級経営が本当にきちんとした学級においては、いじめは非常に起こりにくい。そうでなくて、やはりそういったマネジメントができない学級においてはいじめが起こりやすいということを考えると、学級経営、あるいは集団の教育ということに対する研修、教職員の力量を高めることが大切だなと。そういう面では文科省は触れてない、ほとんど。触れてる？

だけど、教職員の体験的なもので言うと、例えば大変な学級でいじめがものすごくあったとしても、次の担任になったときに、きちんとそこら辺がお互いにわかり合える、心の通うアットホームな学級集団ができて自然と納まっていく、和気あいあいとした学習集団になっていくということがあると思います。そこら辺も、大切なことだなと思います中で。

だから、集団がどうであって、こうであっても、いじめが起こるといってそういうスタンスでなくて、集団のやはり教育によっていじめが起こりにくい集団っていうのはあり得るわけだもんでね。その要素もぜひ入れたいなと思います。

○委員長

この学校に基本方針のほうについては書いてあるね、それじゃあね。

○委員

それは、各学校がつくっている分には書いてあるっていうことですね。

○委員長

そういうことですよ。

○委員

この文言をむしろこちらに入れたいことですよ。

○教育長

力量向上のための研修とかね。

○委員

その中で思うんですけど、うちの子どもがいじめをしたと、そういうとき、いじめって兄弟げんかみたいなものがありますよね。兄弟いじめって、二人兄弟がいるといじめられるのではないですよ。どうしても親いじめって、私は子どもにいじめられたことはないんで、そういう関係もなり立たない。家庭から外に出て、ほかとの関係が出てくる中でのいじめっていうものが出てくるんですね。そうすると家庭の中だけでは、まさかそんなっていうのが実際には非常に多いんだろーと思います。子どもはいろいろな人との信頼関係を築くことが上手にできないような育ち方をしてしまった場合なんかは、やっぱりそれは育ち、そこまでの育ちに起因するようないじめを仕掛けてしまうとか、もしくは逆に小さなこともすごく気になってしまって、それに対してのいろいろな警戒が人間関係を崩すような形になっていくということは十分あり得るかなというふうに思います。

その中で親がもちろんやらなければいけないということはたくさんあり、そのところをどういうふうにしたらそのところを改善できるかというような支援、ここではそれぞれ適切な措置を学校関係機関と連携して行いますというように書き方をしてくださってありますけれども、本当にこれをやっていただけるといいなというふうに思っているんですけども、職員の資質向上というように話をここで挙げていただいたので思うんですが、親とのコミュニケーションのとり方みたいなものっていうのがすごく重要になるかなと。親はやっぱり、私なんかもそうですけど勤めに出ていますし、学校にいる間とか、もしくは友達の家遊びに行っているときというのは、どうしているのか実際にはわかっていません。いろいろ問題等あっても、だれが言っていることが正しいのかっていうのは、本当にやぶの中みたいな話で、言う人、言う人でみんな違うんですよ。と思われみたいな話がいつの間にかそうだったみたいなことになっていたりもしますし、そのあたりのコミュニケーションスキルが未熟な子どもの状況も、親とどういうふうにして共有していくのかというようにスキルはすごく重要かなということを感じます。それが信頼関係というふうなことに一言でいうようになってきてしまうのかと思うんですけど、わかりやすく伝えるというふうなことと事実と、事実ではないかもしれないけれども周辺の状況としてあることっていうのがきちんとお互いに同じレベルで共有ができるような形っていうのを勉強していけるといいのかなといったことを思います。

○教育長

小学校のいじめの件数の中に発達障害傾向の子どもがすぐ手を出してしまうと、出されたということでカウントしているというように例も多々ありませんか。そこら辺のことについてどう触れるかということだね。それはいじめじゃなくて、いわゆるもっと別の事柄に起因することだもね。

○委員

いじめのような悪意があるものというよりは、トラブルというか、イフコミュニケーションによるトラブルと気はしますね。

○教育長

だから、アスペ傾向の子どもがいて、非常にすぐ暴力をふるったり、手を出したり、暴言をはいたりするというような状況の中で、集団がその子に対してどのようにかかわっていくかというような中で、いじめにカウントされる場合もあるし、そうでない場合もあるしと、その様態によって変わってくるわけだね。ここら辺がすごく小学校の中学年、低学年においては大きいと思いますね。

○委員長

うん、具体的な内容がどうなのかがわからないので何とも言えないんですけど。確かにこの表だけ見ると、プラス11かっていうふうになるよね。

○教育長

だから、ある学校、ある学級の特定の子どもによるっていうことが多いわですね。

○委員長

そこら辺どうでしょう。

○学校教育課長

要するにこのプラス11、プラス8っていうあたりがすべて含まれているかどうかというのは難しいところですけども、ただ実際のこととしてこちらがつかんでいる情報の中に、やはりアスペルガー傾向の子がかつとなってやってしまったという事案は間違いなくありました。その子に対応を間違えることによってかつとなってしまったりとか、急に暴力というか、器物破損というか、机のところをがんとやったりとか、そういうことは実際に聞いております。

○委員長

ちょっと生徒間暴力とは違うような違う気もするけど。

○委員

いじめが発覚した場合、新城市ではもう既に行っていることとは思いますが、先生一人に対応を任せるのではなくて、学校全体で取り組むっていうことは暗黙の了解なのか、それとも文言としてもう既にあるのかということなんですが、学校の先生のお立場からすると自分一人で背負い込まなくて学校全体でかかわっていただけるっていう文言があれば、かなりうれしいと思います。

○委員長

そこら辺どこかにありましたよね。

○委員

どこかで私も見たような気もするんですけど、どこだったか。何で見たのかなと思うんですけど。

○教育長

常に複数教員で対応するようになってことは教育委員会から発信しているんですけど、文字としてどこかに書いてありましたか。

○委員

法律で定められた以上、いじめ防止というのは学校責任というか学校全体で取り組むべきものと認識すべきことですね。学級担任じゃなくて学校全体がいじめ問題を共通認識しており、学校全体で対応するっていう。

○委員長

そうですね。

○委員

普通はそう考えますよね。

○委員長

1 ページ目のね、1 番のいじめの定義と対応ってありますよね。(2)にいじめの対応がありますよね。そこを読んでいくと4行目、3行目の終わりからかな、いじめの認知について特定の教職員のみによることなく…とかありますよね。を活用し、組織的に判断しますというようなことがあるもんですから。

○委員

そうですね。

○委員長

だから、一人の教員だけに任せるんじゃなくて、校長を中心として全職員で当たるという、そういうのは、そういう体制はできているというふうに読めるんじゃないかなと思いますが。

○委員

わかりました。

でも、これは認知ですね。認知。いじめを認知ですから、いじめを知ったときに例えばですよ。

○委員長

これは組織的に判断、まず判断のところですね。それに対する対応のところですね、川口さんが問題にしているのは。

○委員

はい、そうです。組織的に判断します。はい、これが大事になってくるんですね。

○教育長

結果への対応というところになるのでしょうか。

○委員長

はい、済みません。

○学校教育課長

今回のものでは5番のところで学校としての取り組みというところですね。学校いじめ防止基本方針に基づき、ここの3行目ですけども、家庭地域関係機関と綿密な連携を図り、いじめの未然防止、それから、いじめに対する適切な措置について組織的に取り組みますとうたってありますので、実際、担任一人で動くということはありませんので、必ず連携をとっていくというのは基本であります。現場はそう動いています。

ただ、文言としてその辺がうまく伝わらないということであるならば、例えば愛知県のものでいいますと、「学校はいじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように迅速かつ組織的に対応します」というような文言がございまして、これを参考にして、もう一度見直してつくりたいと思います。

○委員長

そういうふうにやってもらえればいいですね。

○委員

はい。

○教育長

もう一言、「複数教員で」という、あえてその言葉を入れておく。

○学校教育課長

複数教員で迅速かつ組織的に対応します。ありがとうございました。

○委員

もうちょっと基本的なことを伺っていいですかね。

これは、いじめの被害者なのか加害者なのか、片方なのか両方なのかあれだけれども、中学生以下に限られた内容なんではないでしょうか。新城市いじめ防止基本方針。

○教育長

小中学生。

○委員

小中学生だけに限られた内容ということで書かれているんですね。そうですね。

○教育長

大人は入ってない。

○委員

よくあるのが、中学のときの部活の先輩が中学生に対してとか、そういうものがあつたりとか、それこそネット社会になってしまうと、既にいじめの範疇を超えることになってきたりするかもしれないんですけども、悪意のあるもののところに無意味に関係ない人はいいにしちゃうみたいな話とか、どうなのかわからないですけど。読んでやっているのかどうかかわからないんですけど。その辺のこともありますねっていうのをちょっと思って。

その時に学校がって、学校は責任逃れしませんっていう、責任逃れって言い方はあれですけども、しませんっていうようなことが協力しながら解決の方向にいきますよというのがあると思うんですが、その辺の姿勢として、学校の枠を超えて市がやらなければいけないことみたいなことをやっぱりうたえるということが新城市のいじめ防止基本方針というのであれば、本当は欲しいのかなと思うんですね。学校自体はもう学校が既にこれをつくっているわけなので、じゃあ補完的に市は、市の責任はどうなのとか、そういうことを色分けしていくっていうか、わかるようにしてあるっていうこと。どことどこを市は結ぶのかということのほうが、事あったときは特になんですが、うたいたいことじゃないかなと思うんですが。

○教育長

ネットいじめなんかになってくると、もう学区の範囲は全部超えていくもんね。だから、そこら辺への対応は困難だと思うし、(5)でいろいろ書いているんだけど、毅然とした市としてラインを引くかどうかという問題にもかかわると思います。小学生が果たしてそんなメールのやりとりが必要かと、スマホが必要かというところあたりから本当は吟味したほうがいいんだけどね。

○委員

そうですね。大きな温床になっているのは確かなので、禁止することがいいのか、乗りこなし方みたいなものを段階的に勉強していきましょうということがいいのか、SNS、それでも子どもにやらせるっていう場合は、ここはやはり親のエゴだと思うんですよね。親が責任持ってやってもいいという方針のもとで使えるようにしてくださいと。知らないで使ったとか、そんなのは通常あり得ない、よっぽどあり得ない話ですもんね。それをだらだらだらって行くことがないように、一定の歯どめをかけるとかっていうのは。

○教育長

それでもゲームをやっていると思ったら実はメールでだらだらやっていたということがあるわけですので。親もやっぱり関知し得ないですね。

○委員

そうですね。

○委員長

なかなかね、大きくなってくるとね、小学校の高学年ぐらいから中学生ぐらいになってくるとね、子どもを制御し切れない親もいるもんですからね、なかなか難しいですよ。

○委員

本当制御できないです。

○委員長

子どものほうが強くなっちゃってるものだから。

○教育長

中学生になると、逆転してくる。

○委員長

部長さん何かありますか。

○教育部長

市のこの基本方針というのは、今まで新城市立の小学生、中学生がいじめに何らかに関与したことをとったものですから、例えば先ほど部活の先輩からちょっといちゃもんつけられてというような、例えば高校生から中学生がとえば、その中学生が現に新城の中学に在籍する中学生が被害を受けたということであれば、当然この基本方針の中に含むというのですか、対象になるというような、基本方針の中には具体的にそういったことはしっかりうたっていないんですが、この基本方針そのものが法律を受けてつくっておりますので、その法律がやはりそういったうたい方をしておりますので、当然何らか加害者にしても被害者にしても新城の子どもたちが、小中学生が関与すれば、この方針にのっとってというような考え方でいいかというふうに思います。

○委員

その時に学校の中で校長先生の裁量でああして、こうしてっていうことだけじゃなくなるのが考えられますよね。

○教育部長

そうですね。

○委員

その時に市教委であるのか新城市であるのか、そこがどういうふうにしてかかわるのか、どういう体制をつくるかっていうことを明確にしていくというか、そこでの市の役割って何なんだって書くのが新城市の方針の本当は、そこで市でしかつukれないことじゃないかなと、それはきちんとしたいなという。

○教育部長

そうですね。

○委員

後ろのほうに責任のとり方みたいなものがありました。附帯条項。

○委員長

この間みたいな県立高校の場合は県の条例の中でやっていくということで、市はやっぱりかかわらないということになるのかな。でも、新城市の子どもだしということになってくると。

○委員

育ちの連続性ということはずっと言っていて、その高校生がどうしてそうってしまったかという話になったときに、小学校とか中学校のときの状況とかにさかのぼらないということは多分あり得ないと思うんですよね。それは暴露するための話ではなくて、何が必要なのかということを考えるために、じゃあ、教育するには、この子がきちんとまた軌道修正ができるようにするためにここは何ができるのかということをやりたいというか、書けないのかな。関係ないよ、知らんよ、話を出さんよというのが、あれは警察？そうすると関係なくなっちゃいますかね。

○委員長

ただ、まあ一応ね、ここに現実にはそういうことがあればね、中学校と高校だとか直接関係する機関が連携を取り合って防止に努めていくものですから、書き方としては関係機関等と緊密な連携を図りっていう、そこでいいんじゃないのかな。あまり細かい、こういう場合はどうだ、こういう場合はどうだって言ってもあれだもんですから。

○教育部長

その辺ですね、委員さんが言われたことがすべてカバーできるわけではないのですが、こういった法律を受けて基本方針をつくって、さらに実際の体制というのですか、それは今度3月議会へ上程を予定している、今、新城市に人権サポート委員会というのがある。これは全く任意の組織なんですけど、これをしっかり条例設置の組織にして確固たるものにしていきましょう。それから、もしも何か重篤な事案が発生した場合には調査委員会も設けますよ。これも条例化していくと。その辺をしっかりとしておくということと、重篤な事案

が当然発生すれば、総合教育会議というものにも関連をしていくというので、その辺がしっかり制度的にリンクをしていくというのを今回の見直しで目指していくということですね。

いわゆる傷害事件、刑法に触れるようなものでなくても、これは警察事案になっちゃうというようなことになってしまって、そのケアというのですかね、フォローというのですか、検証というのですか、そういったものをどうやってやるのかというのは、またこれすごく難しいことなんですけども、恐らく何らかの形で行政に求められるんじゃないのかな。

例えば自殺を減らしましょうというのがあるんですけども、あれもやっぱり行政の役目の一つとしてあるんですね。ところが、一体どこでどういうふうにするというのが非常に難しいんですね。ちょっとその辺は今後の検討というか、そういうところも待たないとしっかりしたものが出てこないのかなという気がしますけども、ただ一つ、我々が抱えるべきテーマではあると思います。

#### ○教育長

教職を続けてみえる方は大体見たり聞いたりするんですけども、小中のいじめの逆転現象ね、小学校のときに意地の悪かった子が中学校へ行っていじめられるようになると。逆転するというのは多々ありますね。そういったところへの追跡の検証とか資料とかという、何か手が打てないのかなということをおもいますね。

だから、小学校のいじめが単にからかいとかその程度ならいいんですけども、長期的、継続的にずっと意地が悪くていじめてるといような状況になると、必ず中学へ上がると逆にいじめられるようになるんですね、その子が。もう体力的にも、いろいろな能力的にも逆転してくると、小学校のときにあんなにされたのにと、そういう例ってよくあります。

#### ○委員長

そのとおりですよ。それすごくあってね、それともう一つ、私が思うにはね、やっぱり昔のように兄弟の中での切磋琢磨というか、兄弟の中で遊びながら兄弟げんかをしながら仲直りしながらというように子どもなり人間関係を身につけてきておりましたよね。そういうことがなくなってきているものですから、学校なら学校で、例えば友達同士のトラブルがあったときに、それをすごく軽微なことでも強く感じてしまう子どもがいる。これがいじめとは言えないんじゃないのかなと思ってもいじめられたとかね。言葉としていじめられたとかね、そういうように受けとめてしまうとかね、そういうようなこともあるんじゃないのかなということをおもいますけどね。

#### ○教育長

男兄弟3人の中でいつも活発で乱暴な言葉をばんばん言い合っている、その調子で学校へ行ってこう言ったら、一方は一人っ子で大事に、大事に育てられたという状況だと、その言葉がいじめとして受けてしまうというように例もよくあります。

#### ○委員長

育ちが違うものですから、皆さんね。

#### ○教育長

さっきの逆転現象は何か対処のしようはないのでしょうか。だから、起因となっている小学校でそのいじめを解消するしかないんだけど、早めに解消した場合は逆転現象はないと思うんだけども。長期的、継続的、3年生、4年生、5年生とそういう状況が続いていたなんていえば絶対、中学へ行ったら逆転しますね。

#### ○委員

いじめで問題なのはやっぱり継続をしているということと、あと1対1でなくて集団対1になってるとか、そういうときに本当にいじめだと思うんですよね。それもちょっと「何だ、お前、気に入らねえ」みたいなことを言われたからといって、その一瞬で私いじめられたみたいに思うのは、確かにいじめの範疇に入らないし、それにいちいち目を光らせていたら何も進みませんっていう、私は初めにいじめがないっていうのは、その辺の感じ方の違いもあるので、いじめのないというのはすごく話をする事自体に無理があるんじゃないかっていうふうに思ったんですよね。

対策をとらなければいけないことがあるとするならば、耐えきれなくなるほどの継続性と、それから孤立させてしまう集団対個というような状況というのを、そこに行ってしまう前に、これはちょっとおかしいなという状況をきちんと歯どめをする。どこを防波堤にするというような体制をどういうふうにしてつくれるのか。そうなっていることに気がつきませんでしたというのは、それはもう先生ちょっとそれはもう少し気をつけてほしいですよって言われるところだと思うんですよね。

なので、逆に先ほど言われた発達障害で、発達障害の子がかつとなつてばかってやっちゃう。それはいじめでは私はないと思う。違う形のトラブル。逆にその子に対して、はやし立てたりとか集団で報復をするようになったとしたら、それはいじめだと思うんですよね。

その辺のところの識別と大人がやらなきゃいけないことは何なのかということ。学校が対策をつくってくれているとすれば、その部分は学校に任せておく。どういうふうな形で学校は対策を立てていますよという枠組みをここに書くのはもちろんなんですけれども、市でないとできないことというのを、難しいですけども、やっぱりきちんとここには書いていくというのがつくる意味なんじゃないかなというふうに…。

#### ○委員

いじめの根っこというか、やっぱりその部分でいったら本当によりよい自分を実現していこうという気持ちがある限り人と比較しますよね。そうすると勉強ができる、できん、テストがいい点数がとれる、とれん、運動ができたり、いろいろな面で劣等感を持ったり、どうしても出てきますよね。そこが根っこになって相手をひがんだり、ねたんだりといったようなことでいじめにつながっていったり、いたずらからだんだんいじめに発展していったりすると思うのです。そう考えると、どこの場でもいじめにつながるものですから、学級の経営だとか学校の役割というのは、一番重要になると思うのです。学校現場で直接子どもたちに指導する先生や学校に、そういう温かな雰囲気があり、いろいろな個性があっていい、いろいろな能力があっていいというような指導がしっかり伝わるようにすることがいじめの温床をなくす一番大事なことなんじゃないかと思うのです。なかなか難しい

ですけどね、子どもだけの世界がまた別にあるもんですから、学校現場ばかりではないから。でも、そこが一番大事だと思います。学校の道德教育、道德教育の充実のために教科にしてきたというのも、結局いじめがもとになっていますよね。いじめ対策を講じるために道德教育を教科にして、道德教育をしっかりとさせようというところからきていると思うので、もとはいじめ防止から始まっていると思うものですから。

いじめを防ぐための道德教育の充実と、今年度の教育長さんの教育方針が道德の地域化を挙げられていますので、新城らしさを出すには地域をつないだ形、連携のところを大切にするとよいのではないかと思います。その柱になるのが共育ですので、共育を柱に据えた連携、共育12を実践することによって地域で道徳的実践を推進するという方向で文言を入れられるといいかな。先ほど教育長さんが言われた道德の地域化にかかわるところを地域の役割のところに入れるとか、共育にかかわる連携をここへ入れると新城市のよさをもっと出てくるかなと思うんですけど。

○委員長

ありがとうございました。

時間のほうがもう大分たっているものですから、ぼちぼち切りたいなと思っているんですけども、まずこの素案についてどうしてもこれだけは言っておきたいとかありますか？もういいですかね、はい。

それじゃあ課長さん、今までの意見を総合してまたよろしく御検討をお願いしたいと思います。

○委員

私の考えとしてはそういうことかなというふうにして、いじめのラインをひくこと自体も非常に難しいということと、人とのかかわりをそういうことがないように離すというか、そういう動きがたまにあったりしますよね。過剰にひつつくと何かトラブルも起こるから、あまり密にかかわりをしないように、傷つくかもしれないし、信頼関係ができるかもしれないしみたいところっていうのがどンドン予防線を張られてできなくなってしまっているというのも、実はコミュニケーションが人間を育てる状況をつくって思っていると思うんですけど。

○委員長

いい例がね、私も教職が長いもんですからね、すごく毎年あるトラブルは、女の子の3人組なんです。女の子の3人組。それで、仲良し集団なんだけど、ある子がもう一人の子と仲良くすると、三人目の子はひがみ根性を持って、ここで非常に小さな集団なんだけどトラブルが起きて、そこから小さいいじめが発展したりだとか、というようなことがしょっちゅうありますね。だけど、それは、私は人間関係を学んでいく上での勉強だと思うんですよ。

だから、さっき言ったように大勢の集団対個人とかね、あるいは非常に長期的、継続的にそういう状態が続いているだとか、あるいは非常に内面的に追い込まれてしまって、ストレスが物すごく高まっていくというような、そういうことを防ぐということが大事だもんですから、子ども同士の切磋琢磨ということもあるもんですからね。やっぱり偉そうな

ことを言えば、ほかから反発を受けるし、あんまり変わった格好をしていけば、それなりにみんなに白い目で見られるとかね、そういうのも一つの人生経験だと思うものですから、それは教師も見守ってあげればいい。さっき言ったような、これは危険な状態だと判断したときに教師がぱっと入っていけるようなね、そういう力量は持ってほしいなということは思いますね。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

そうだね。ぶつかり合いとかトラブルは人間関係の中で当然あるんだけど、それをすべていじめという概念に含めてしまったら、子どもは成長しません。そういった概念で今受けとめられやすい社会状況の中にあるわけ。そうすると子どもはどうなるかというと、自分を出さずに空気ばかり気にして、自分の中にストレスがたまっていくという状況になって、ある時爆発するという形があります。だから、空気なんか子どもは気にしている必要はないんだわ。本当にもっともっと素な感じでぶつかり合って、言い合ってやっていけばいいと思うんだけど、逆にそういった面で大人や周りが増え過ぎるといって悪い面もあるわけですね。難しいんだよね。

今、子どもかわいそうだよ、私ら周りの空気読んでどうこうなんて小学校時代を過ごしたことがないんだから。やりたいことを大暴れしてやっていたんだもんで、中学でもそうだったわけだから。今の子どもたちは小学生のときから空気読んでるからね、かわいそうだよ。

○委員

それって内申があるからじゃないですか。内申が。

○委員長

小学生のころはそんなに関係ないんで。

○委員

中学校ですね。

○委員長

小学校でもね、けんかさせればいいのにすぐとめちゃうとかね。

○委員

けんかの顔はだめとか、後ろからはだめとか、何対1はだめとか、そういう話だと思うんですよね。そうでなければ、どうぞっていう気はするんですけど。

○教育長

手に物を持ってやってはいけないとか、互いに暗黙の了解はあったけど、今それを学ぶ機会すらありません。子ども園のころから。けんかしたこと本当ないんじゃない？兄弟げんかは結構すると思うんだけど。よその子とけんかする機会ってないんじゃないかな。

○委員

そんなことがあったら大変みたいな話ですね。

○委員長

少なくなったね。過剰防衛してしまうからね。

○委員

その辺がねと思うので、ここまではありってというのが…。

○教育長

それはやって覚えることだから、体験して。

○委員

そうですね、やって覚える。成文化する話でもないですね。

○教育長

そりゃあ叩かれて痛いから覚えるから、人を叩くのはやめようと思うわけですから。

○委員長

ナイフで自分の指を切って血が出てきて、数日痛くて、それでこういうのはないんだって、体験的にわかるわけだもんだから、そういうことがないもんだから、平気で今のような状況の犯罪が起きたりするんだよね。

○教育長

この未然防止というのもなかなか難しいですね。言葉で言うのは簡単だし、大事なことだと思うんだけど、現実の子どもの発達段階からして、果たしてどういう指導が必要なのか、どういう見守り方が必要なのかというのは、もっともっと大人が考えるべきことだと思いますね。

○委員長

はい、それじゃあ、いいですかね。

どうもありがとうございました。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記